



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課
◎ 告 示	
・ 廃川敷地等の発生	河 川 課
◎ 公 告	
・ 土地改良区の定款変更の認可	農 村 整 備 課
・ 測量の実施	建 設 企 画 課
◎ 長崎県病院企業団告示	
・ 長崎県病院企業団議会の招集	長崎県病院企業団

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月5日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第3号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年長崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 (1) 避難所 ア及びイ 略 ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、 1人1日当たり <u>340円</u> 以内とする。 エ～カ 略 (2) 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに建設し、供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借	別表第1（第2条関係） 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 (1) 避難所 ア及びイ 略 ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、 1人1日当たり <u>330円</u> 以内とする。 エ～カ 略 (2) 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに建設し、供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借

り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

㊦ 略

イ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。

㊧～㊫ 略

イ 略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア及びイ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費として1人1日当たり1,230円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)及び(2) 略

(3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	<u>19,200円</u>	<u>24,600円</u>	<u>36,500円</u>	<u>43,600円</u>	<u>55,200円</u>	<u>8,000円</u>
冬季	<u>31,800円</u>	<u>41,100円</u>	<u>57,200円</u>	<u>66,900円</u>	<u>84,300円</u>	<u>11,600円</u>

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	<u>6,300円</u>	<u>8,400円</u>	<u>12,600円</u>	<u>15,400円</u>	<u>19,400円</u>	<u>2,700円</u>
冬季	<u>10,100円</u>	<u>13,200円</u>	<u>18,800円</u>	<u>22,300円</u>	<u>28,100円</u>	<u>3,700円</u>

(4) 略

4及び5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための救急の修理

ア 被災した住宅の応急修理は、災害のため住宅が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必

り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

㊦ 略

イ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。

㊧～㊫ 略

イ 略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア及びイ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費として1人1日当たり1,180円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)及び(2) 略

(3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	<u>18,700円</u>	<u>24,000円</u>	<u>35,600円</u>	<u>42,500円</u>	<u>53,900円</u>	<u>7,800円</u>
冬季	<u>31,000円</u>	<u>40,100円</u>	<u>55,800円</u>	<u>65,300円</u>	<u>82,200円</u>	<u>11,300円</u>

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	<u>6,100円</u>	<u>8,200円</u>	<u>12,300円</u>	<u>15,000円</u>	<u>18,900円</u>	<u>2,600円</u>
冬季	<u>9,900円</u>	<u>12,900円</u>	<u>18,300円</u>	<u>21,800円</u>	<u>27,400円</u>	<u>3,600円</u>

(4) 略

4及び5 略

6 被災した住宅の応急修理

要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり50,000円以内とする。

ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了すること。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 略

イ 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

㍿ (イ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円

㍿ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

ウ 略

7 略

8 学用品の給与

(1)及び(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 略

イ 文房具費及び通学用品費

㍿ 小学校児童 1人当たり 4,800円

㍿ 中学校生徒 1人当たり 5,100円

㍿ 高等学校等生徒 1人当たり 5,600円

(4) 略

9 略

10 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

ア 略

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,500円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略

(5) 略

11 埋葬

(1)及び(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人219,100円以内、小人175,200円以内とする。

(4) 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,700円以内とする。

(3) 略

(1) 略

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 655,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円

(3) 略

7 略

8 学用品の給与

(1)及び(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 略

イ 文房具費及び通学用品費

㍿ 小学校児童 1人当たり 4,700円

㍿ 中学校生徒 1人当たり 5,000円

㍿ 高等学校等生徒 1人当たり 5,500円

(4) 略

9 略

10 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

ア 略

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略

(5) 略

11 埋葬

(1)及び(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人213,800円以内、小人170,900円以内とする。

(4) 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,300円以内とする。

(3) 略

13 略

別表第2（第8条関係）

災害救助法による実費弁償の程度

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日 22,600円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日 15,400円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日 14,700円以内

エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日 13,900円以内

オ 救急救命士 1人1日 12,000円以内

カ 略

キ 左官 1人1日 25,000円以内

ク とび工 1人1日 23,500円以内

(2)及び(3) 略

2 略

13 略

別表第2（第8条関係）

災害救助法による実費弁償の程度

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日 22,200円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日 15,200円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日 14,800円以内

エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日 14,000円以内

オ 救急救命士 1人1日 11,900円以内

カ 略

キ 左官 1人1日 24,800円以内

ク とび職 1人1日 22,200円以内

(2)及び(3) 略

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和6年1月1日から適用する。

告 示

長崎県告示第105号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、長崎県土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 河川の名称

二級河川長与川水系高田川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和6年3月5日

3 廃川敷地等の位置

西彼杵郡長与町高田郷字中曾根3174番地先水路の一部

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 76.08平方メートル

公 告

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和5年8月18日総代会議決）を認可した。

令和6年3月5日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 鬼岳土地改良区

認可年月日 令和6年2月22日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、壱岐振興局

長から公共測量（用地測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年3月5日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
壱岐市郷ノ浦町	令和6年3月8日から 令和6年3月29日まで

長崎県病院企業団告示

長崎県病院企業団告示第1号

長崎県病院企業団議会定例会を令和6年3月25日午後1時30分長崎市に招集する。

令和6年3月5日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
(八九五)
一一一
一一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト